

【暴力団排除特別強化地域】（案）

名 称	地 域
柳ヶ瀬・玉宮地区	<p>岐阜市のうち県町一丁目及び二丁目、一番町、今川町二丁目、梅河町一丁目及び二丁目、大富町、御浪町、春日町一丁目、霞町、金岡町、金園町一丁目及び二丁目、蕪城町、神室町一丁目から五丁目まで、神田町一丁目から九丁目まで、玉姓町一丁目から三丁目まで、清住町一丁目から三丁目まで、金宝町一丁目から四丁目まで、金町一丁目から八丁目まで、小柳町、栄枝町、三番町、銀町、新栄町、神明町一丁目及び二丁目、菅原町一丁目及び二丁目、住田町一丁目及び二丁目、住ノ江町一丁目及び二丁目、住吉町、大正町、高砂町一丁目及び二丁目、高野町一丁目から七丁目まで、玉宮町一丁目及び二丁目、玉森町、徹明通一丁目から四丁目まで、問屋町一丁目から四丁目まで、長住町二丁目から七丁目まで、長旗町一丁目及び二丁目、西園町、西玉宮町一丁目及び二丁目、西問屋町、二番町、橋本町一丁目及び二丁目、八幡町、花園町、羽根町、東金宝町一丁目、日ノ出町一丁目から五丁目まで、雲雀町一丁目及び二丁目、真砂町七丁目から十二丁目まで、美園町二丁目から四丁目まで、美殿町、元町一丁目から三丁目まで、八ツ寺町一丁目及び二丁目、柳ヶ瀬通一丁目から七丁目まで、弥八町、弥生町、吉津町一丁目及び二丁目、吉野町三丁目から六丁目まで並びに若宮町二丁目から九丁目まで</p>
金津園地区	<p>岐阜市のうち加納水野町一丁目から五丁目まで</p>
大垣駅南地区	<p>大垣市のうち今岡町一丁目及び二丁目、魚屋町、岐阜町、桐ヶ崎町、栗屋町、郭町一丁目から三丁目まで、郭町東一丁目及び二丁目、御殿町一丁目、清水町、新町一丁目及び二丁目、高砂町一丁目及び二丁目、高屋町一丁目から四丁目まで、竹島町、中町、錦町、東外側町一丁目及び二丁目、本町一丁目及び二丁目、見取町四丁目並びに宮町一丁目</p>
高山駅東地区	<p>高山市のうち相生町、朝日町、有楽町、大新町一丁目、片原町、上一之町、上三之町、上二之町、神田町一丁目、下一之町、下三之町、下二之町、末広町、総和町一丁目及び二丁目、大門町、天満町四丁目から六丁目まで、名田町四丁目から六丁目まで、七日町一丁目、八軒町一丁目から三丁目まで、八幡町、初田町一丁目及び二丁目、花岡町一丁目及び二丁目、花川町、花里町四丁目から六丁目まで、馬場町一丁目及び二丁目、吹屋町並びに本町一丁目から四丁目まで</p>